

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例

【逐条解説】

平成 27 年 7 月初版
令和 2 年 12 月第 2 版

磐 田 市 議 会

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例

磐田市内に立地する企業の大多数を占める中小企業及び小規模企業は、地域経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用創出により安定した市民生活を実現し、まちづくり、災害時の支援などにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。また、大企業の企業活動にとっても不可欠の存在といえる。

しかしながら、昨今の経済活動の国際化や競争の激化に加え、少子高齢化の進展による国内需要の落ち込みや労働力人口の減少など中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いている。

中小企業及び小規模企業が、十分に能力を発揮できる体制を築き、将来に向けて市の活力を維持し続けるためには、市、議会、大企業者、地域経済団体等、金融機関、市民などの関係者が、地域経済や市民生活に果たす中小企業及び小規模企業の役割を理解し、その活動を支えることで、健全な事業の発展につなげる必要がある。

よって、中小企業及び小規模企業の責任ある自主的な努力を基本としながら、市全体として中小企業及び小規模企業を支え、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与し、さらなる磐田市の発展を図るため、この条例を制定する。

< 解説 >

- ・ 前文は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）を取り巻く現状や重要性、中小企業等の振興の必要性など、条例全体の考え方を明示しています。

※ この逐条解説では、本条例の箇条を一つ一つ順に取り上げ、解釈の基準を示すほか、関係法令を抜粋し掲載しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、市、議会並びに中小企業者及び小規模企業者の責務、大企業者並びに地域経済団体等及び金融機関の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業及び小規模企業施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

<解説>

- ・ 第1条は、条例の目的を定めたものです。
- ・ 本条例は、関係機関等の理解・協力を得て中小企業等の振興を図ることで、本市の産業及び経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 地域経済団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会並びに中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

<解説>

- ・ 第2条は、この条例に使用する用語の意味を定めたものです。
- ・ 第4号の「地域経済団体等」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体などを指します。
- ・ 「中小企業」と「中小企業者」の違いは、「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

<参考>その他本条例に使用する用語の説明

- ・ 「金融機関」とは、銀行、信用金庫、農業協同組合その他の金融機関であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- ・ 「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学をする者をいいます。

< 参考 >

○ 中小企業基本法第2条（中小企業者等の範囲及び用語の定義）

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

○ 中小企業団体の組織に関する法律第3条（中小企業団体等の種類）

第3条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 削除
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

2 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

- 一 都道府県中小企業団体中央会
- 二 全国中小企業団体中央会

(市の責務)

第3条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 前項の場合において、市は、地域性を考慮し、中小企業及び小規模企業の実態を把握するとともに、中小企業及び小規模企業の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、大企業者、地域経済団体等、金融機関及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

<解説>

- ・ 第3条は、「市の責務」について定めています。第3条から第5条までは、この条例の目的を達成する上で重要な役割を担うため、「責務」として定めました。
- ・ 市は、職員による企業訪問調査等を活用して、中小企業等を取り巻く経済的・社会的環境の変化を的確に捉え、中小企業等振興施策を企画立案し、効果的に実施することを責務としています。
- ・ 中小企業等振興施策の実施に当たっては、議会、中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）のみならず、国、関係地方公共団体や地域経済団体等と連携・協力するよう努めるものとしています。

<参考>

- ・ 磐田市産業振興計画（HP：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/>）

(議会の責務)

第4条 議会は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない。

<解説>

- ・ 第4条は、「議会の責務」について定めています。議会は、中小企業等の振興に関し、市長等の事務執行の監視・評価を行うとともに、中小企業等の声を市政に直接反映するため、政策提言に努めるとしたものです。本条例は議員提案条例であることから本条を規定したものであり、この取り組みに対する議会の積極姿勢を示すものとして、他市の条例と比較し、特筆すべき内容となっています。
- ・ 市の将来の発展に向け、雇用の安定と安全で安心できる暮らしを守り、また、地域経済の発展と中小企業者等の経営の安定化を図ることは、議会の責務といえます。
- ・ 市内の中小企業者等は約6,500事業所、従業員数も市内全体で半数を超えています。(出典：平成28年経済センサス活動調査) 中小企業等は、市内経済の活性化と産業振興には欠かせないものであり、議会は、中小企業等の振興施策とともに必要な予算の措置に向けて努力するものとしします。

(中小企業者及び小規模企業者の責務)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的な経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化、雇用機会の確保及び人材の育成並びに経済的及び社会的環境の変化への即応に努めなければならない。

2 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

<解説>

- ・ 第5条は、「中小企業者及び小規模企業者の責務」について定めています。中小企業等振興の推進には、中小企業者等の自助努力が不可欠です。
- ・ 第1項は、経営の革新、経営基盤の強化やマーケティングなどの自主的な努力のほか、経済的及び社会的環境の変化への即応に努めることを定めています。
- ・ 第2項は、市の施策に協力するよう努めることを定めています。特に、就職を控えた学生に対しては、人材育成や労働観の形成を促す必要があることから、インターンシップやキャリア教育については教育委員会等との連携を密にしていくものとします。
- ・ 第3項は、中小企業者等は、防災活動を始め地域活動への参加など、地域において重要な役割を果たしており、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう求めるものです。

<参考>「経営の革新」の定義（中小企業基本法第2条第2項）

- ・ この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

- ・ 第6条は、「大企業者の役割」について定めています。大企業は、雇用や経済の面で多大な影響力を有しています。このことから、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力のほか、中小企業者等の利用の促進や地域経済の安定に配慮する等、市が実施する中小企業等の振興施策に協力することを求めるものです。

(地域経済団体等及び金融機関の役割)

第7条 地域経済団体等及び金融機関は、中小企業及び小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

- ・ 第7条は、「地域経済団体等及び金融機関の役割」について定めています。地域経済団体等は中小企業等に対するさまざまな支援の実施を目的としていること、また金融機関は中小企業等の事業資金の調達に重要な役割を持つことから、それぞれが、中小企業等の経営安定や支援に取り組むことを定めています。

<参考>役割の一例

- ・ 中小企業者等同士の間での連携促進
- ・ 中小企業者等と大企業者との連携促進
- ・ 企業間の橋渡しの役割

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

<解説>

- ・ 第8条は、「市民の理解及び協力」について定めています。
- ・ 中小企業等の振興が、市民生活の向上や地域経済の発展にとって重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力することを求めています。
- ・ 「協力するよう努めるものとする」とは、中小企業者等が提供する商品の購入やサービスの利用に心がけることにより、地域内における経済循環の促進に協力する意味を表します。このことは義務ではなく、市民の理解と協力によることを明らかにしたものです。

(施策の基本方針)

第9条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を推進するに当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえた、より効果的な施策とすること。
- (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大に努めること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の参入機会の増大に努めること。
- (4) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
- (5) 中小企業者相互及び小規模企業者相互並びに中小企業者、小規模企業者及び大企業者の連携及び協力を促進すること。
- (6) 中小企業及び小規模企業における従業員の雇用の安定等を促進すること。
- (7) 中小企業及び小規模企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (8) 必要な財政上の措置を講ずること。

< 解説 >

- ・ 第9条は、市が中小企業等の振興を推進するための施策の基本方針を8つ定めています。
- ・ 基本方針とは、経営基盤の強化や雇用の安定等、中小企業者・小規模企業者に共通する課題を選定し、この課題解決に向けた施策の方針を示すものです。
- ・ 工業・商業・農林水産業等全ての産業に関する施策においても、各産業の中小企業者等に配慮し、本基本方針を踏まえた形で実施することになります。

(協議の場の設置)

第10条 この条例の理念の実現及び前条に規定する施策の基本方針の実施等について協議するため、中小企業及び小規模企業の振興のための協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。

2 協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<解説>

- ・ 第10条は、中小企業等の振興に関して協議する組織について規定しています。
- ・ 協議の場は「磐田市魅力産業支援会議」を想定するもので、必要な事項は市長が別に定めるとするものです。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

< 解説 >

- ・ 委任規定は、条例事項の細目、手続その他その実施に関する事項を別に規定するため、条例本則の末尾に設けるものです。
- ・ この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則等で規定することとなります。